

規約の一部変更の公示

■公示 第 347 号■

北海道薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について、平成27年度第2回組合会において原案どおり承認され、北海道知事の認可を得たのでこれを公示します。

平成28年3月31日

北海道薬剤師国民健康保険組合 理事長 宮 井 裕 之

北海道薬剤師国民健康保険組合 規約の一部改正

【改正理由】 番号法の施行に伴う国民健康保険法施行規則の改正による。

改 正	現 行
<p>(加入の申込)</p> <p>第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、<u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)</u>、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、<u>個人番号</u>、職業、組合員との続柄、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。</p> <p>2 前項の加入の申込をした者は、理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。</p> <p>3 前項の受理は、第1項の申込をした日から30日以内にしなければならない。</p>	<p>(加入の申込)</p> <p>第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、職業、組合員との続柄、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。</p> <p>2 前項の加入の申込をした者は、理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。</p> <p>3 前項の受理は、第1項の申込をした日から30日以内にしなければならない。</p>

附 則

(施行期日) 第1条 この規約は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置) 第2条 この規約の施行日前にこの規約による改正前の北海道薬剤師国民健康保険組規約第7条第1項の規定によりされている加入の申込は、この規約による改正後の北海道薬剤師国民健康保険組規約第7条第1項の規定によりされた加入の申込とみなす。